

○選挙当選者確定のためのくじの執行方法を定める細則

(目的)

第1条 総代・推薦委員選挙規約第18条第2項における当選者確定のためのくじの執行についてはこの細則の定めるところによる。

(くじの方法)

第2条 くじの方法は次の通り行う。

- (1) 選挙管理委員は、当選と記載された用紙及び白紙の用紙がそれぞれ封入された封筒を抽せん箱に入れる。
- (2) 候補者は、候補者氏名の50音順により封筒を引き、当選と記載された用紙を引いた候補者を当選者とする。

附 則

この細則は、2014年9月26日から施行する。

2022年1月6日改正施行。